

飯田市産後ケア事業(宿泊型)のお知らせ



出産されたお母さんと赤ちゃんがスムーズに新生活をスタートできるよう、病院や助産所に宿泊して、心身のケアや育児のサポートが受けられます。

▼利用できる方

飯田市に住民登録がある、出産退院後のお母さんと生後1年未満の赤ちゃんで、ご家族などから十分な家事・育児などのサポートが受けられない、次のいずれかに該当すると医師又は助産師が認めた方（医療を受ける必要のある方は対象外）

- 産後のからだの回復に不安がある
- 育児に不安がある
- 休養や栄養など生活面で相談を必要とする

▼利用中に受けられる支援の内容

- 1 お母さんの心身の健康管理と生活面の相談
- 2 乳房ケアと授乳の相談
- 3 赤ちゃんの沐浴、発育等の育児相談や指導
- 4 お母さんの休息、食事等の提供

(例)



▼利用可能期間

原則6泊7日まで（分割利用可能・特に必要と認められる場合延長可能）

▼期間（利用日数）の算定

- 1 出産した施設以外で利用の場合：利用を開始した日から起算し、終了した日までの日数とします。
- 2 出産した施設で引き続き利用の場合：退院した日の翌日から起算し、終了した日までの日数とします。

※期間を分けて利用する場合は、利用日数は前回の利用日数から続けてカウントします。

▼利用可能な施設（委託医療機関等）

医療機関名	連絡先	住所	きょうだい等(多胎を除く)の同部屋利用
飯田市立病院	0265-21-1255	飯田市八幡町 438	×
よしみ助産院	090-8326-7045	飯田市立石 710	○ (要相談)
はぎもと助産院	0265-24-6665	飯田市鼎下山 804-1	○ (要相談)

▼利用料金

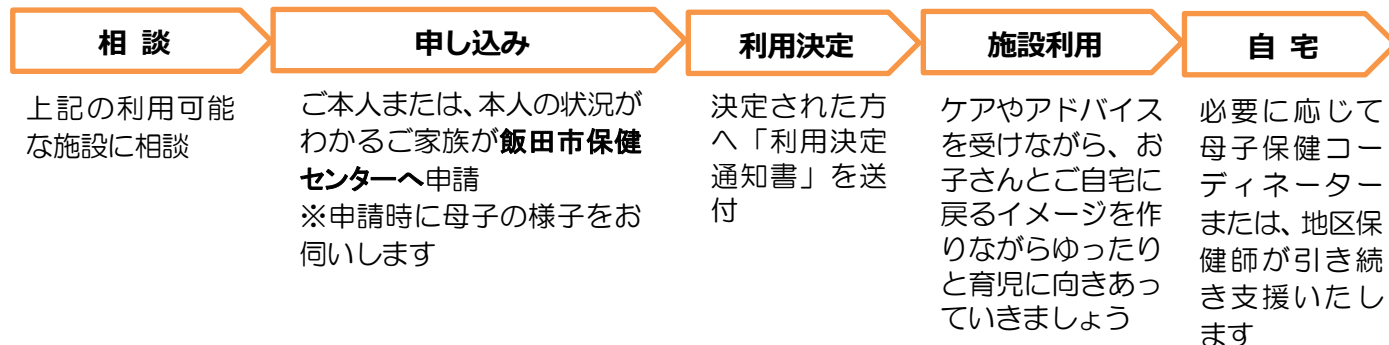
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
市民税課税世帯	利用者(2割)	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	6,000	6,000
	市負担	26,500	26,500	26,500	26,500	26,500	24,000	24,000
市民税非課税世帯	利用者(1割)	500	500	500	500	500	3,000	3,000
	市負担	29,500	29,500	29,500	29,500	29,500	27,000	27,000

※通算の利用日数によって、利用料金が変わります。

双子以上の方【多胎児加算額】	1,000円	500円
1日の利用料金 5,000円/人	4,000円	4,500円

1. 利用料金には、食事代、衣服等の洗濯料又は賃借料、ミルク及びおむつ代は含まれません。
全額自己負担となります。
2. 持ち物は、各施設にお問い合わせください。
3. きょうだい等(多胎を除く)の同室利用は**全額自己負担**となります。
4. 市と利用者は、それぞれの**負担額に利用日数を乗じた金額**を委託医療機関等に支払います。
なお、出産された赤ちゃんが**双子以上の場合には多胎児加算額を合算**します。
生活保護世帯は上記1および2の費用を除き、市が負担します。

▼利用の流れ



▼申請時に必要な書類等

- 飯田市産後ケア事業利用申請書兼個人情報提供・閲覧同意書
- 母子健康手帳、印鑑



▼ご注意

- 申請後のキャンセルは、必ず飯田市保健センターへご連絡ください。
利用決定後のキャンセルについては、キャンセル料がかかることがあります。



問い合わせ・申し込み先

飯田市役所（飯田市保健センター） 保健課 母子保健係
〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地
電話：0265-22-4511 内線 5513・5515
時間：8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）